

令和8年7月7日

オープンカウンター方式による見積合わせの実施について

契約責任者

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

総務部長 笠鳥 清司

1 見積合わせ実施日

令和8年7月22日（水）

2 件名

インターネット求人サイトへの求人広告掲載（特定）

3 調達内容

品名	仕様等	数量
別添仕様書のとおり		

4 履行期間等

別添仕様書のとおり

5 参加資格

(1) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち、「役務の提供等」において「A」、「B」、「C」又は「D」等級の格付を受け、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(2) その他の参加資格については、「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構におけるオープンカウンター方式による随意契約事務実施要領」（以下「実施要領」という。）第5の第1号及び第3号から第6号までに該当する者であること。

6 見積書等提出期限

見積合わせ参加希望者は、見積書について、5（1）に掲げる資格を証する書面の写しを添付の上、令和8年7月21日（火）午後5時までに、7に定める担当部署宛てに持参、郵送、託送又は電子メールにより提出すること（郵送若しくは託送による場合は必着）。

ただし、実施要領第6の第3項ただし書の規定に該当する場合は、5（1）に掲げる資格を証する書面の添付を省略できるものとする。

7 担当部署

東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル12階

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 総務部会計課 会計係

電話：03-5422-1925

E-mail：haihu_kaikei_honbu@lmo.go.jp

仕 様 書

1 件 名

インターネット求人サイトへの求人広告掲載（特定）

2 総 則

本仕様書は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）が委託する、Indeed Japan 株式会社が運営する「Indeed」サイト（全国版）への求人広告の掲載業務について定めるものである。

3 掲載期間

契約日から令和9年3月31日までの間で、機構が指定する180日間（180日間を越えざるを得ない場合は、担当者間で調整）

4 掲載内容等

- (1) 受注者は、あらかじめ機構と十分に調整した上で、求人広告の作成及び掲載を行う。
なお、求人広告の作成及び掲載に当たっては、次に掲げる点について留意すること
 - ① 求人広告は、本州及び九州の機構支部が管轄するエリア（以下単に「エリア」という。）における在日米軍施設に勤務する従業員（以下、「在日米軍従業員」という。）の求人について、各エリアの求職者に対し周知することを目的として掲載するものであること。
 - ② 特定の職種に特化した内容を紹介する掲載記事とすること。
 - ③ 職種数に関しては同時に8職種を基準として掲載すること。
 - ④ 掲載記事に関し、文字数に対する制限を設けないこと。ただし、Indeed の仕様上の制限についてはこの限りではない。
 - ⑤ 求人広告ページで使用する画像を機構側から提供ができない場合には、受注者側でイラスト等の画像を作成すること。
 - ⑥ 掲載期間中に職種の入れ替え、エリアの入れ替え、掲載記事の修正を行えること。
 - ⑦ 求人広告には、機構ホームページ等の特定のページのリンクを掲載し、導線を確認すること。
 - ⑧ ⑦に加え、求人広告を閲覧し、在日米軍従業員の求人に関心を持った者が円滑に求人に応募できるよう、求人広告内に機構ホームページの応募フォーム（求人募集情報画面）をリンクさせた「応募ボタン」等を設置するなど、応募の導線について所要の措置を講じること。
 - ⑨ 求職者に対し、一次対応を受注者が行うこととし、機構ホームページにおける応募フォーム（求人募集画面）への誘致を行い、又は、応募フォーム（求人募集画面）への誘致の方法を機構に示すこと。
 - ⑩ 受注者は機構と月一回、定期の打ち合わせを行い、求人広告に係る現状の閲覧者数等の数値報告（年齢等属性別にして分析可能な形）及び今後の施策に係る助言・

提案を行うこと。なお、その際に発生した記事修正は受注者が行うこと。

- (2) 受注者は、掲載期間終了後 7 日以内に、求人広告に係る閲覧者数等を年齢等属性別にして分析可能な形で、今後の施策に係る展望を含め、発注者に報告すること。

5 その他

- (1) 掲載した求人広告の内容に誤記があった場合は、受注者の責任において速やかに修正すること（当該誤記に関し、機構は一切の責任を負わない。）。
- (2) Indeed の連携機能によって掲載を行う場合、連携元及びその仕組みについて事前に機構担当者の確認を受けることとする。
- (3) 機構及び受注者は、民法（明治 29 年法律第 89 号）その他の法令の規定にのっとり、信義に従い、誠実にこの仕様書の内容を履行しなければならないこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は疑義があるときは、機構と受注者が協議の上、これを定め又は解決すること。